

契約締結前交付書面

〔別冊〕

商品先物取引

(通常取引契約)

項目

- 主要上場商品の取引要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- サーキットブレーカー制度①・・・・・・・・・・・・・・・・2
- サーキットブレーカー制度②・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 損益計算の具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- お取引の具体的な計算例・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 充用有価証券の種類・銘柄と充用価格の基準・・・・・・・・7
- 注文の種類及び約定条件について・・・・・・・・・・8
- お知らせ
- 金オプション取引に関する売買数量の制限について
- 東京ゴールドスポット（金限日）及び東京プラチナスポット（白金限日）におけるEFP取引の実施要綱
- 平成29年3月21日以後の金限日取引及び白金限日取引について

 **サンワード貿易株式会社**

主要上場商品の取引要綱

◆ 東京商品取引所 ◆

	商品名	呼値(約定値段の対象単位)	呼値単位	取引単位	倍率	〇〇円値動きしたときの売買差損益	立会時間(夜間) (日中)	限月
貴 金 属	金							
	標準取引 (東京金)	1g	1円	1kg	1000倍	10円 → 10 X 1,000 = 10,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月
	ミニ取引 (東京金ミニ)	1g	1円	100g	100倍	10円 → 10 X 100 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月
	限日取引 (東京ゴールドスポット)	1g	1円	100g	100倍	10円 → 10 X 100 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	(取引の期限) 1計算区域
	金先物 (オプション)	1g	1円	100g	100倍	10円 → 10 X 100 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月
	銀							
	標準取引 (東京銀)	1g	10銭	10kg	10,000倍	1円 → 1 X 10,000 = 10,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月
	白金							
	標準取引 (東京白金)	1g	1円	500g	500倍	10円 → 10 X 500 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月
	ミニ取引 (東京白金ミニ)	1g	1円	100g	100倍	10円 → 10 X 100 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月
限日取引 (東京プラチナスポット)	1g	1円	100g	100倍	10円 → 10 X 100 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	(取引の期限) 1計算区域	
パラジウム								
パラジウム (東京パラジウム)	1g	1円	500g	500倍	10円 → 10 X 500 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月	
石 油	原油							
	ドバイ原油 (東京原油)	1kl	10円	50kl	50倍	100円 → 100 X 50 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続6限月
	ガソリン							
	東京バージガソリン (東京ガソリン)	1kl	10円	50kl	50倍	100円 → 100 X 50 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続6限月
	中京ローリーガソリン (中京ガソリン)	1kl	10円	10kl	10倍	100円 → 100 X 10 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続6限月
	灯油							
	東京バージ灯油 (東京灯油)	1kl	10円	50kl	50倍	100円 → 100 X 50 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続6限月
中京ローリー灯油 (中京灯油)	1kl	10円	10kl	10倍	100円 → 100 X 10 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続6限月	
軽油								
東京バージ軽油 (東京軽油)	1kl	10円	50kl	50倍	100円 → 100 X 50 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続6限月	
ゴ ム	ゴ ム							
	ゴム (東京ゴム)	1kg	10銭	5t	5,000倍	1円 → 1 X 5,000 = 5,000円	16:30~19:00 08:45~15:15	連続6限月
農 産 物	農 産 物							
	小豆 (東京小豆)	1紙袋 (30kg)	10円	80袋 (2,400kg)	80倍	100円 → 100 X 80 = 8,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続6限月
	一般大豆 (東京一般大豆)	1t	10円	25t	25倍	100円 → 100 X 25 = 2,500円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月
とうもろこし (東京とうもろこし)	1t	10円	50t	50倍	100円 → 100 X 50 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 奇数月	

◆ 大阪堂島商品取引所 ◆

	商品名	呼値(約定値段の対象単位)	呼値単位	取引単位	倍率	〇〇円値動きしたときの売買差損益	立会時間(夜間) (日中)	限月
コ メ	コ メ							
	コメ (東京コメ)	1俵 (60kg)	10円	200俵 (12,000kg)	200倍	100円 → 100 X 200 = 20,000円	9:00 10:00 11:00 13:00 14:00 15:00	連続6限月

※東京商品取引所の金(ミニ取引)、白金(ミニ取引)及び原油の取引方法は、現金決済先物取引です。

※東京商品取引所の金(限日取引)、白金(限日取引)の取引方法は、限日現金決済先物取引です。

※売買差損益には、委託手数料は含まれていません。また、立会時間、限月等は変更することがあります。

※取引所では、夜間立会(夕方から夜間又は翌朝にかけて連続して行われる立会)及び日中立会(午前から午後にかけて連続して行われる立会)という区分で立会が行われています。なお、前日から始まる夜間立会は、当日の日中立会と同じ日付の取引として取り扱われます。

サーキットブレーカー制度①

サーキットブレーカー（SCB）

① 東京商品取引所発表によるサーキットブレーカー幅は以下の通りです。

(2017年3月現在)

商品名	SCB幅	中断時間
東京金（ミニ・限日・オプション）	800円	取引所が必要と認めた時間
東京銀	30.0円	
東京白金（ミニ・限日）	800円	
東京パラジウム	300円	
東京ガソリン	10,000円	
東京灯油	10,000円	
東京原油	10,000円	
中京ガソリン	10,000円	
中京灯油	10,000円	
東京ゴム	20.0円	
東京とうもろこし	1,500円	
東京一般大豆	4,800円	
東京小豆	700円	

※ サーキットブレーカー（SCB）の発動は、市場状況を勘案した上で東京商品取引所が必要と認めた場合とし、当分の間は発動させない（立会の一時中断は行わない）方針としています。

② 大阪堂島商品取引所では、サーキットブレーカー制度とは別に、急激な価格変動による混乱を防止するため、商品ごとに1日のうちの値動きの幅を制限しており、これを値幅制限といいます。大阪堂島商品取引所の東京コメの値幅制限は、原則、適用月の平均帳入値段に値幅制限係数を乗じて算出される額を基準とし、100円刻みで設定します。

※ 平均帳入値段とは、適用月の前月の最終3営業日を除く全営業日における帳入値段を平均して算出されます。

※ 値幅制限係数とは、国内市場の動向等を勘案し、毎月市場管理委員会で決定されます。

※ 制限値幅は、取引所において変更される可能性があります。その解除時期等については、大阪堂島商品取引所のホームページをご覧ください

サーキットブレーカー制度②

即時約定可能値幅(DCB)

東京商品取引所発表による即時約定可能値幅は以下の通りです。

(2017年3月現在)

商品名	DCB幅	中断時間
東京金 (ミニ・限日・オプション)	40円	30秒間
東京銀	1.0円	
東京白金 (ミニ・限日)	40円	
東京パラジウム	30円	
東京ガソリン	400円	
東京灯油	400円	
東京原油	400円	
中京ガソリン	400円	
中京灯油	400円	
東京ゴム	3.0円	
東京とうもろこし	250円	
東京一般大豆	500円	
東京小豆	100円	

- ※1 寄板あわせ時(日中立会、夜間立会とも)には即時約定可能値幅は設定されません。
- ※2 引板あわせ時(日中立会、夜間立会とも)には即時約定可能値幅内で注文が対当した場合に約定が成立します。
- ※3 DCB後の板あわせ時には即時約定可能値幅で注文が対当した場合に約定が成立します。
- ※4 サーキットブレーカー(SCB)後の板あわせ時には即時約定可能値幅は設定されません。
- ※5 FokではDCBは発動しません。
- ※6 即時約定可能値幅は定期的に見直されます。

損益計算の具体例

- 東京商品取引所の「白金(標準取引)」を1g 5,000円の約定値段で3枚買った場合
(1枚あたりの委託手数料を片道5,400円、往復10,800円とします)

⇒5,120円/gに値上がりしたときに転売すると

売値	買値	1gあたりの差益
5,120円	5,000円	= 120円

1gあたりの差益	倍率	1枚あたりの差益
120円	× 500倍	= 60,000円

1枚あたりの差益	売買枚数	売買差益
60,000円	× 3枚	= 180,000円

* 3枚分の委託手数料は

新規	仕切り	売買枚数	往復手数料
(5,400円+5,400円)		× 3枚	= 32,400円

実質的な利益金は

売買差益	往復手数料
180,000円	- 32,400円
= <u>147,600円</u>	

⇒4,930円/gに値下がりしたときに転売すると

売値	買値	1gあたりの差損
4,930円	5,000円	= ▲ 70円

1gあたりの差損	倍率	1枚あたりの差損
▲ 70円	× 500倍	= ▲ 35,000円

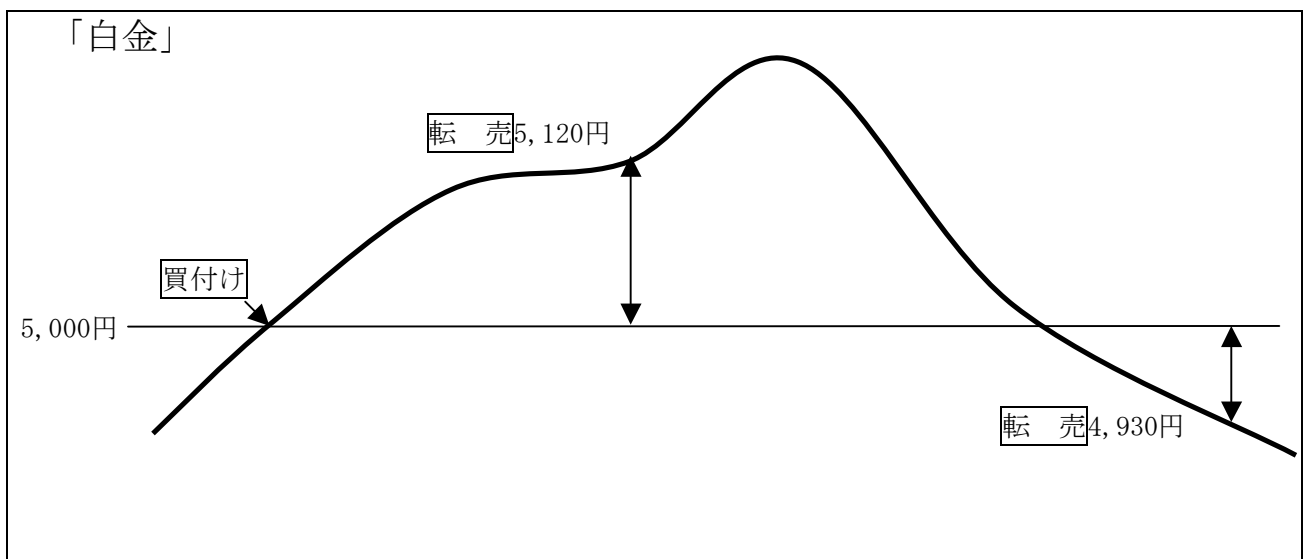
1枚あたりの差損	売買枚数	売買差損
▲ 35,000円	× 3枚	= ▲ 105,000円

* 3枚分の委託手数料は

新規	仕切り	売買枚数	往復手数料
(5,400円+5,400円)		× 3枚	= 32,400円

実質的な損失金は

売買差損	往復手数料
▲ 105,000円	- 32,400円
= <u>▲ 137,400円</u>	



お取引の具体的な計算例（買いの場合）

■ 東京商品取引所の「金（標準取引）」を1g 4,400円の約定値段で5枚買った場合

（当社の委託者証拠金を「金」1枚120,000円とすると、5枚では600,000円となり、証拠金として現金で1,000,000円を預託した場合。）

【値洗益が出る場合】 <=価格が買値より上昇した場合>

帳入値段が4,450円になった場合

帳入値段		買値		1gあたりの値洗益
4,450円	－	4,400円	＝	50円
1gあたりの値洗益		倍率		1枚あたりの値洗益
50円	×	1,000倍	＝	50,000円
1枚あたりの値洗益		売買枚数		値洗益
50,000円	×	5枚	＝	<u>250,000円</u>

※ 当社では値洗益の出金及び値洗益の証拠金への振替えは行っておりません。

受入証拠金の総額		委託者証拠金		預り証拠金余剰額
1,000,000円	－	600,000円	＝	<u>400,000円</u>

【値洗損が出る場合】 <=価格が買値より下落した場合>

帳入値段が4,300円になった場合

帳入値段		買値		1gあたりの値洗損
4,300円	－	4,400円	＝	▲100円
1gあたりの値洗損		倍率		1枚あたりの値洗損
▲100円	×	1,000倍	＝	▲100,000円
1枚あたりの値洗損		売買枚数		値洗損
▲100,000円	×	5枚	＝	▲500,000円

預り証拠金額		値洗損金		受入証拠金の総額
1,000,000円	－	500,000円	＝	500,000円
受入証拠金の総額		委託者証拠金		総額の不足額
500,000円	－	600,000円	＝	<u>▲100,000円</u>

このときに、金の買建玉5枚をそのまま仕切らずに維持する場合には、
「総額の不足額」の100,000円を翌営業日の正午までに預託する必要があります。

お取引の具体的な計算例（売りの場合）

■ 東京商品取引所の「金（標準取引）」を1g 4,400円の約定値段で5枚売った場合

（当社の委託者証拠金を「金」1枚120,000円とすると、5枚では600,000円となり、証拠金として現金で1,000,000円を預託した場合。）

【値洗益が出る場合】 <=価格が売値より下落した場合>

帳入値段が4,350円になった場合

売値		帳入値段		1gあたりの値洗益
4,400円	－	4,350円	＝	50円
1gあたりの値洗益		倍率		1枚あたりの値洗益
50円	×	1,000倍	＝	50,000円
1枚あたりの値洗益		売買枚数		値洗益
50,000円	×	5枚	＝	<u>250,000円</u>

※ 当社では値洗益の出金及び値洗益の証拠金への振替えは行っておりません。

受入証拠金の総額		委託者証拠金		預り証拠金余剰額
1,000,000円	－	600,000円	＝	<u>400,000円</u>

【値洗損が出る場合】 <=価格が売値より上昇した場合>

帳入値段が4,500円になった場合

売値		買値		1gあたりの値洗損
4,400円	－	4,500円	＝	▲100円
1gあたりの値洗損		倍率		1枚あたりの値洗損
▲100円	×	1,000倍	＝	▲100,000円
1枚あたりの値洗損		売買枚数		値洗損
▲100,000円	×	5枚	＝	▲500,000円

預り証拠金額		値洗損金		受入証拠金の総額
1,000,000円	－	500,000円	＝	500,000円
受入証拠金の総額		委託者証拠金		総額の不足額
500,000円	－	600,000円	＝	<u>▲100,000円</u>

このときに、金の売建玉5枚をそのまま仕切らずに維持する場合には、
「総額の不足額」の100,000円を翌営業日の正午までに預託する必要があります。

充用有価証券の種類・銘柄と充用価格の基準

種類・銘柄		充用価格の基準
1.	国債	
	(1)利付国債	
	①超長期・長期	額面金額の80%
	②中期	額面金額の85%
	(2)割引国債	額面金額の75%
2.	地方債	額面金額の85%
3.	日本銀行出資証券	時価の85%
4.	特殊債	額面金額の80%
5.	社債	額面金額の65%
6.	一部上場転換社債型新株予約権付社債	額面金額の50%
7.	株式	
	(1)一部上場銘柄	時価の70%
	(2)二部上場銘柄	時価の60%
	(3)ジャスダック銘柄	時価の50%
8.	証券投資信託受益証券	
	(1)上場証券投資信託受益証券	時価の65%
	(2)証券投資信託受益証券	基準価格の65%
9.	貸付信託受益証券	額面金額の70%
10.	指定倉荷証券	時価の70%

- ※1. 充用できるのは、上記のうち商品取引所及び(株)日本商品清算機構が指定したものに限られます。
- ※2. 上記の充用価格の算出基準日は、毎月10日(休日の場合は順次繰り上げる)とし、実施期間はその月の25日から翌月24日までとなっています。しかし、時価が充用価格を下回った時は算出基準日以外でも充用価格が変更されることがあります。
- ※3. クローズド期間中の証券投資信託受益証券及び信託契約取扱期間終了の日から1年を経過しない貸付信託受益証券は充用できません。

注文の種類及び約定条件について

発注時には、「注文の種類」及び「約定条件」等の指定が必要となります。注文の内容及び発注時の状況によっては、思惑より大きく乖離して約定する場合がありますので、発注の際は現在の価格や気配値を確認していただくなど十分ご注意ください。

① 当社が取り扱う注文種類及び約定条件は、下記の通りです。

	注文の種類	約定条件
(1)	指値注文	フィル・アンド・ストア Fill and Store (FaS)
(2)	指値注文	フィル・アンド・キル Fill and Kill (FaK)
(3)	指値注文	フィル・オア・キル Fill or Kill (FoK)
(4)	成行注文	フィル・アンド・キル Fill and Kill (FaK)
(5)	成行注文	フィル・オア・キル Fill or Kill (FoK)
(6)	対当値段条件付注文	フィル・アンド・ストア Fill and Store (FaS)
(7)	対当値段条件付注文	フィル・アンド・キル Fill and Kill (FaK)
(8)	対当値段条件付注文	フィル・オア・キル Fill or Kill (FoK)
(9)	引成注文	フィル・アンド・キル Fill and Kill (FaK)
(10)	引指注文	フィル・アンド・ストア Fill and Store (FaS)
(11)	引指注文	フィル・アンド・キル Fill and Kill (FaK)
(12)	逆指注文	指値，成行等を組み合わせるため、それらの注文種類と約定条件を指定

② 約定条件

約定条件には以下の3種類あり、注文を出す際には「注文の種類」と合わせて指定する必要があります。

- フィル・アンド・ストア (Fill and Store : FaS)
＝約定できる数量は約定し、残枚数は板に残る。
- フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK)
＝約定できる数量は約定し、残枚数はキャンセルされる。
- フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK)
＝全量約定するか、全量約定できない場合はキャンセルされる。

③ 大阪堂島商品取引所における基本的な注文の種類

大阪堂島商品取引所の商品を取引する場合の基本的な注文としては、「成行（取引する価格を指定しない）」と「指値（取引する価格を指定する）」の2種類になります。

I. 注文の種類

■指値注文

価格を指定して発注する売買注文です。

売り注文は指定価格以上で、買い注文は指定価格以下で約定します。

(1) フィル・アンド・ストア (Fill and Store : FaS) で発注した場合

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円で買 50 枚を FaS で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102	50	50
30	40	101	50	
10	10	100	50	
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

102 円で買 50 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	30	104		
20	20	103		
		102	10	10
		101	10	
		100	10	
		99	10	
		98	10	
		97	30	20
		96	30	

50 枚のうち、100 円で 10 枚、101 円で 30 枚が約定する。残り 10 枚は 102 円の指値で板に残る。

(2) フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK) で発注した場合

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円で買 50 枚を FaK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102	50	50
30	40	101	50	
10	10	100	50	
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

102 円で買 50 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	30	104		
20	20	103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

50 枚のうち、100 円で 10 枚、101 円で 30 枚が約定する。残り 10 枚は板に残らず、キャンセルされる。

(3) -1 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量約定するケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円で買 30 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102	30	30
30	40	101	30	
10	10	100	30	
		99	30	
		98	30	
		97	50	20
		96	50	

102 円で買 30 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	40	104		
20	30	103		
	10	102		
10	10	101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

100 円で 10 枚が、101 円で 20 枚が約定し、30 枚全量約定する。

(3) -2 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量キャンセルされるケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円で買 50 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円では 50 枚のうち 40 枚しか約定できず、50 枚全量が約定できないため、全量キャンセルされる。

■成行注文

価格を指定しないで発注する売買注文です。

対当する注文があれば即時に約定しますが、対当する注文がない場合キャンセルされます。

(約定条件の種類に応じてキャンセルされる枚数は異なります)

(4) フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK) で発注した場合

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 100 枚を FaK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104	100	
20	60	103	100	
	40	102	100	
30	40	101	100	
10	10	100	100	
		99	100	
		98	100	
		97	120	20
		96	120	

買 100 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

100 枚のうち、100 円で 10 枚、101 円で 30 枚、103 円で 20 枚、104 円で 10 枚が約定する。
残り 30 枚は板に残らず、キャンセルされる。

(5) -1 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量約定するケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104	50	
20	60	103	50	
	40	102	50	
30	40	101	50	
10	10	100	50	
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

買 50 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	20	104		
10	10	103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

100 円で 10 枚が、101 円で 30 枚が、103 円で 10 枚が約定し、50 枚全量約定する。

(5) -2 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量キャンセルされるケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 100 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

サーキットブレーカー内には、注文が 70 枚しかなく、全量約定できないため、全量キャンセルされる。

■ 対当値段条件付注文

価格を指定しないで、発注する売買注文で、受付時の注文状況（板状況）に応じて、次のとおり取り扱われます。

- 反対サイドに気配（売注文であれば買気配、買注文であれば売気配）がある場合は、その最良気配価格の指値注文として登録されます。
- 一部約定したときの残枚数は、約定条件を「FaS」とすると当該価格の指値注文として登録されます。なお、当該価格の約定優先順位は「1位」となります。
- 反対サイド又は反対サイド及び同サイドに注文がない場合は注文がキャンセルされます。

(6)－1 フィル・アンド・ストア (Fill and Store : FaS) で発注した場合【反対サイドに注文あり】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FaS で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100	50	50
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

反対サイドの最良気配値である 100 円の買指値として登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	60	104		
20	50	103		
	30	102		
30	30	101		
		100	40	40
		99	40	
		98	40	
		97	60	20
		96	60	

50 枚のうち、100 円で 10 枚約定する。
残り 40 枚は 100 円で板に残る。

(6)－2 フィル・アンド・ストア (Fill and Store : FaS) で発注した場合【反対サイドに注文なし】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FaS で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

反対サイド(売)に注文がない場合、キャンセルされる。

(6)－3 フィル・アンド・ストア (Fill and Store : FaS) で発注した場合【両サイド共に注文なし】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97		
		96		

買 50 枚を FaS で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97		
		96		

反対サイド、同サイド共に注文がない場合、キャンセルされる。

(7) -1 フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK) で発注した場合【反対サイドに注文あり】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FaK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100	50	50
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

反対サイドの最良気配値である 100 円の買指値として登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	60	104		
20	50	103		
	30	102		
30	30	101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

50 枚のうち、100 円で 10 枚が約定する。
残り 40 枚はキャンセルされる。

(7) -2 フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK) で発注した場合【反対サイドに注文なし】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FaK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

反対サイドに注文がない場合、キャンセルされる。

(7) -3 フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK) で発注した場合【両サイド共に注文なし】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97		
		96		

買 50 枚を FaK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97		
		96		

反対サイド、同サイド共に注文がない場合、キャンセルされる。

(8) -1 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量約定するケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 10 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100	10	10
		99	10	
		98	10	
		97	30	20
		96	30	

反対サイドの最良気配値である 100 円の買指値として登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	60	104		
20	50	103		
	30	102		
30	30	101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

100 円で 10 枚全量が約定する。

(8) -2 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量キャンセルされるケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

50 枚の注文に対し、反対サイドの最良気配値に 10 枚あるが、全量約定しないため、全量キャンセルされる。

(8) -3 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量キャンセルされるケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

反対サイドに注文がない場合、キャンセルされる。

■引成注文・引指注文

引成注文＝発注した立会（日中又は夜間）の引板合わせ時に成行注文として扱われます。約定しなかった場合はキャンセルされます。

引指注文＝発注した立会（日中又は夜間）の引板合わせ時に指値注文として扱われます。約定しなかった場合は、指定した有効期限まで指値注文として扱われます（注文属性「FaS」を指定した場合）。

- 発注した場合の具体例は、それぞれ成行、指値をご参照ください。
- 引成の注文属性は、FaKのみとなっております。
- 引指の注文属性は、FaSとFaKのみとなっております。

■逆指注文

「どんな状況が起きたら発注するか」という条件を指定して注文する方法であり、マーケットが条件を満たした後に、注文（指値、成行など指定できます）が有効となります。

従いまして、①どんな状況が起きたら発注するか（コンバート条件）と②条件を満たした後の注文を指定する必要があります。

① コンバートする条件（トリガ条件）

- 直近の約定値段が指定する値段以上（又は以下）となった場合

② コンバート後の注文

- 指値、成行、対当値段条件付

※なお、逆指注文は、同注文の設計上、執行されない場合もありますのでご注意ください。
また、オプション取引には指定できません。

(9) 【例】 同一商品・同一限月

直近の約定値段が100円以上になったら、102円の買の指値をFaSで発注

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

「直近の約定値段が 100 円以上になったら、102 円の買の指値を 30 枚 FaS で発注する」というストップ注文を発注



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101	50	50
10	10	100	50	
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

左の状態、他から 101 円の買の指値が 50 枚 FaS で発注された。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	30	104		
20	20	103		
		102		
		101	10	10
		100	10	
		99	10	
		98	10	
		97	30	20
		96	30	

50 枚のうち、100 円で 10 枚、101 円で 30 枚が約定し、残り 10 枚は 101 円で板に残る。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	30	104		
20	20	103		
		102	30	30
		101	40	10
		100	40	
		99	40	
		98	40	
		97	60	20
		96	60	

「直近の約定値段が 100 円以上になったら」というコンバート条件を満たしたため、「102 円の買の指値を 30 枚 FaS で発注する」により板に登録される。

II. 売買注文の有効期限

約定条件「FaS」を指定した場合の有効期限は以下の通りです。

- ① 1セッション限り（当該セッション限り）
 - 日中立会に発注した場合は、その日中立会終了まで有効
 - 夜間立会に発注した場合は、その夜間立会終了まで有効
- ② 日付指定（本営業日から暦日で254日後の日中立会終了まで有効）

平成27年6月

お客様各位

サンワード貿易株式会社

お知らせ

拝啓 初夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

さて、弊社は、契約締結前交付書面（通常取引契約）内の「14. 商品先物取引法施行規則第102条の2について」に記載されている「商品先物取引法施行規則第102条の2第2号に関する取決事項」について、未だ、運用を開始しておりません。お客様には、この点をご留意いただき、本書をお読みいただけますようお願い申し上げます。

敬具

平成28年10月1日

お客様各位

サンワード貿易株式会社

金オプション取引に関する売買数量の制限について

この度は、金オプション取引へのご参加をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

弊社では、金オプション取引について、下記のとおり、売買数量の制限を設けておりますので、大変恐縮ではございますが、ご理解をいただけますようお願い申し上げます。

記

【当社の金オプション取引に係る売買数量の制限】

当社では、原則として、お客様が、金オプション取引における売建玉の保有可能枚数を300枚までと制限しております。

お客様の取引において、上記の規制を超過する状態になった場合、当社は、お客様に通知することなく、お客様の取引をお客様の計算において、転売又は買戻しにより任意に処分することがありますので、ご注意ください。また、お客様の取引状況を鑑み、上記の規制を超過する状態となるご注文については、受けられない場合もあります。

以上

東京ゴールドスポット（金限日）及び
東京プラチナスポット（白金限日）におけるE F P取引の実施要綱

（目的）

第1条 本要綱は、サンワード貿易株式会社（以下、「当社」という。）及び当社の委託者が、株式会社東京商品取引所（以下、「東京商品取引所」という。）の貴金属市場の東京ゴールドスポット（以下、「金限日」という。）及び東京プラチナスポット（以下、「白金限日」）においてE F P取引を実施する上で、東京商品取引所が定める業務規程及びE F P取引及びE F S取引実施細則に定める事項の他、必要な事項について規定する。

（E F P取引の申し出の条件）

第2条 委託者は、原則として、東京商品取引所の貴金属市場における金限日又は白金限日の既存の買建玉を手仕舞いする（売の仕切注文）場合に、E F P取引を申し出ることができる。

2 委託者は、前項の規定に基づく申し出を行う場合、原則として、当該申し出を行う日の前営業日までに当社が現物取引において必要と定める金額を当社に預託するものとする。

（E F P取引の内容）

第3条 本要綱に基づくE F P取引は、同取引の当事者の一方を当社とする。

（現物取引の内容）

第4条 本要綱に基づく、金の現物取引の内容は、次の各号に定めるものとする。

- ① 受渡品は、純度99.99%以上の金100グラム地金とする。
- ② 受渡方法は、前号の現物地金によるものとする。
- ③ 受渡場所は、当社の本社内又は郵送（保険付き）とする。
- ④ 受渡数量は、最低単位を受渡品である金100グラム地金からとする。
- ⑤ 受渡価格（契約価格）は、甲と乙が互いに合意した価格とする。
- ⑥ 受渡手数料は、受渡数量の最低単位である金100グラム地金につき、5,400円（消費税含む）とする。
- ⑦ 受渡費用は、当社が金100グラム地金を仕入れた際のバーチャージ等の金額に応じて、当社が指定する額とする。
- ⑧ 第3号の受渡場所を郵送とした場合の当該郵送に係る郵送費用及び保険料は、当社が負担した実費相当額とする。
- ⑨ 現物取引の契約日は、委託者と当社が、現物取引及びE F P取引の内容について

合意した旨を記載した「合意書」の作成日とする。

⑩ 現物取引の受渡日は、委託者と当社が互いに合意した日とする。

2 本要綱に基づく、白金の現物取引の内容は、次の各号に定めるものとする。

① 受渡品は、純度99.95%以上の白金100グラム白金地金とする。

② 受渡方法は、前号の現物地金によるものとする。

③ 受渡場所は、当社の本社内又は郵送（保険付き）とする。

④ 受渡数量は、最低単位を受渡品である白金100グラム地金からとする。

⑤ 受渡価格（契約価格）は、甲と乙が互いに合意した価格とする。

⑥ 受渡手数料は、受渡数量の最低単位である白金100グラム地金につき、5,400円（消費税含む）とする。

⑦ 受渡費用は、当社が白金100グラム地金を仕入れた際のバーチャージ等の金額に応じて、当社が指定する額とする。

⑧ 第3号の受渡場所を郵送とした場合の当該郵送に係る郵送費用及び保険料は、当社が負担した実費相当額とする。

⑨ 現物取引の契約日は、委託者と当社が、現物取引及びEFP取引の内容について合意した旨を記載した「合意書」の作成日とする。

⑩ 現物取引の受渡日は、委託者と当社が互いに合意した日とする。

（EFP取引の申し出の方法）

第5条 委託者は、当社にEFP取引の申し出に先立って、現物取引及びEFP取引に関する次の各号に定める事項について、当社と取り決めるものとする。

① 現物取引の契約日

② 現物取引の受渡日

③ 現物取引の売買の別

④ 現物取引の数量

⑤ 現物取引の契約価格

⑥ 現物取引の受渡場所

⑦ 現物取引に係る郵送に伴う郵送費用・保険料等

⑧ 現物取引に係る受渡手数料

⑨ 現物取引に係る受渡費用

⑩ EFP取引の対象となる既存玉

⑪ EFP取引の売買の別

⑫ EFP取引の数量（枚数）

⑬ EFP取引の申出価格

⑭ EFP取引の新規仕切の別

⑮ EFP取引の実施日

- 2 委託者は、当社と取り決めた前項各号に定める現物取引及びE F P取引に関する事項について、E F P取引を実施する日の正午までに当社と合意書を取り交わすものとする。
- 3 当社は、委託者と取り交わした合意書の内容に基づき、東京商品取引所に対して、申し出を行うものとする。
- 4 委託者は、当社が、東京商品取引所に対して、前項の規定に基づくE F P取引の申し出を行った後、当該申し出を訂正又は取り消すことができない。

(現物取引の数量)

第6条 当社は、当社の受渡品の仕入れ又は保有状況に鑑み、現物取引の数量を制限する場合があります、その際、委託者は当社が指定する制限数量を超えて、同取引を申し出ることができない。

(申出価格)

第7条 委託者が、E F P取引の履行を要請する際に申し出ることが出来る申出価格は、東京商品取引所の業務規程に基づき、原則として、E F P取引を実施する日の前営業日の帳入値段とする。

(受渡手数料・受渡費用)

- 第8条 委託者は、本要綱に基づき、金限日においてE F P取引を履行して、金現物の受渡しを行う場合、所定の委託手数料の他、1枚あたり一律5,400円(消費税込)の受渡手数料を当社に支払うものとする。
- 2 委託者は、本要綱に基づき、金現物の受渡しを行う場合、前項の受渡手数料の他、当社が金100グラム地金の仕入れた際のバーチャージ等の金額に応じて、当社が指定する受渡費用を当社に支払うものとする。
 - 3 委託者は、本要綱に基づき、白金限日においてE F P取引を履行して、白金現物の受渡しを行う場合、所定の委託手数料の他、1枚あたり一律5,400円(消費税込)の受渡手数料を当社に支払うものとする。
 - 4 委託者は、本要綱に基づき、白金現物の受渡しを行う場合、前項の受渡手数料の他、当社が白金100グラム地金の仕入れた際のバーチャージ等の金額に応じて、当社が指定する受渡費用を当社に支払うものとする。

(現物受渡し場所)

- 第9条 委託者が、本要綱に基づき、金現物又は白金現物の受渡しを行う場合、原則として、当該受渡しを行う場所は、当社の本社内とする。
- 2 委託者は、金現物又は白金現物の受取りについて、郵送による方法を希望する場合、当該郵送に係る保険料及びその他の諸費用を当該委託者が負担するものとする。

(附則)

第1条 本要綱は、平成28年6月3日より施行する。

第2条 東京ゴールドスポット100（金限日）におけるEFP取引の実施要綱は、平成29年3月21日に廃止し、同日以後、本要綱を施行する。

平成29年3月21日

お客様各位

サンワード貿易株式会社

平成29年3月21日以後の金限日取引及び白金限日取引について

この度は、弊社でのお取引をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

平成29年3月21日から、東京商品取引所の白金限日取引が開始されます。

そこで、白金限日取引に関する注意事項及び契約締結前交付書面に記載されている内容の変更点等を以下に纏めておりますので、ご確認及びご理解をいただけますようお願い申し上げます。

記

【白金限日取引の注意事項等】

1. 取引のコストについて

白金限日取引において、現物の受渡しを希望される場合、別途、受渡しに係る費用等が必要となりますので、現物の受け渡しを希望される際は、担当外務員にご確認ください。

2. 取引の期限等について

白金限日取引の期限は、1計算区域であり、1計算区域の立会時間において成立し、又は1計算区域の直前の計算区域の立会終了時におけるロールオーバーにより発生し、転売若しくは買戻し又は建玉が発生した計算区域の立会時間終了時におけるロールオーバーにより消滅する限日取引です。なお、「ロールオーバー」とは、白金限日取引の建玉が存在する計算区域において仕切による決済が行われないときは、当該計算区域の日中立会終了時に消滅し、同時に、消滅した建玉を同一の内容（限日については当該計算区域の直後の計算区域とする。）を有する建玉が新たに発生することをいいます。

このロールオーバーが行われるため、白金限日取引には、決済までの期限が定められております。

したがって、白金限日取引は、損失限定取引の取扱銘柄に含まれますが、損失限定取引の場合であっても、金限日取引と同様に、原則として取引の期限はありません。

3. 現物の受渡しについて

白金限日取引で現物の受渡しを希望する場合は、事前にお客様と当社間において、E F P取引や現物取引等の内容について合意した上で、所定の書面による申請手続きが必要となります。

4. 帳入値段について

白金限日取引の帳入値段は、金限日取引と同様に、「理論現物価格」となります。

なお、「理論現物価格」とは、東京白金（標準）取引の1番限月及び6番限月の帳入値段を用いて東京商品取引所の市場内のフォワードレートを算出し、当該レートを用いて、その日の1番限月の価格を納会日までの残日数相当分を現在価値に割引いて算出されます。ただし、1番限月の納会日については、2番限月及び6番限月の帳入値段を用いて同所の市場内のフォワードレートを算出し、当該フォワードレートをを用いて理論現物価格が算出されます。

【平成29年3月21日以後の契約締結前交付書面の記載内容の変更点】

1. 「東京ゴールドスポット100」は、「東京ゴールドスポット」と愛称が変更されます。
2. 「東京ゴールドスポット100（金限日）におけるE F P取引の実施要綱」に代わって、「東京ゴールドスポット（金限日）及びプラチナスポット（白金限日）におけるE F P取引の実施要綱」が施行されます。
3. 契約締結前交付書面の40頁、日本商品先物取引協会の説明文について

新	旧
日本商品先物取引協会（日商協）は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑なりしめ、かつ、委託者等（お客様）の保護を図ることを目的としています。この目的のため、日商協では、会員たる商品先物取引業者が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っております。また、商品先物取引業者の営業マンである外務員の資格試験の実施や登録業務等も行っております。	日本商品先物取引協会（日商協）は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の許可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑なりしめ、かつ、委託者等（お客様）の保護を図ることを目的としています。この目的のため、日商協では、会員たる商品先物取引業者が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っております。また、商品先物取引業者の営業マンである外務員の資格試験の実施や登録業務等も行っております。

以上